

K939-9 切開創局所陰圧閉鎖処置機器加算

診療報酬の算定方法の一部を改正する件

(令和6年 厚生労働省告示第57号)

手術医療機器等加算	5,190点
-----------	--------

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(通知)

(令和6年 保医発0305第4号)

K939-9 切開創局所陰圧閉鎖処置機器加算

- (1) 切開創局所陰圧閉鎖処置機器加算は、滲出液を持続的に除去し、切開創手術部位感染のリスクを低減させる目的のみで薬事承認を得ている医療機器を、術後縫合創に対して使用した場合に算定する。
- (2) 切開創局所陰圧閉鎖処置機器加算の算定対象となる患者は、
 - 区分番号「A301」特定集中治療室管理料、
 - 区分番号「A301-3」脳卒中ケアユニット入院医療管理料、
 - 区分番号「A301-4」小児特定集中治療室管理料、
 - 区分番号「A302」新生児特定集中治療室管理料又は
 - 区分番号「A303」総合周産期特定集中治療室管理料
 を算定する患者であって、次に掲げる患者である。なお、次に掲げる患者のいずれに該当するかを診療報酬明細書の摘要欄に詳細に記載すること。
 - (ア) BMIが30以上の肥満症の患者
 - (イ) 糖尿病患者のうち、ヘモグロビンA1c(HbA1c)がJDS値で6.6%以上(NGSP値で7.0%以上)の者
 - (ウ) ステロイド療法を受けている患者
 - (エ) 慢性維持透析患者
 - (オ) 免疫不全状態にある患者
 - (カ) 低栄養状態にある患者
 - (キ) 創傷治癒遅延をもたらす皮膚疾患もしくは皮膚の血流障害を有する患者
 - (ク) 手術の既往がある者に対して、同一部位に再手術を行う患者
- (3) (2)以外の患者に対して当該機器を使用した場合は、当該機器に係る費用はそれぞれの手術の所定点数に含まれ、本加算は算定できない。

診療報酬の算定についての解説

- ① 「K939-9 切開創局所陰圧閉鎖処置機器加算 5,190点」は手術医療機器等加算です。
- ② 「切開創手術部位感染のリスクを低減させる目的」のみで薬事承認されている医療機器であることが必要です。
PREVENA切開創管理システムは、条件に該当しています。
- ③ 下記の入院管理料のいずれかを算定していることが必要です。
 - 区分番号「A301」特定集中治療室管理料
 - 区分番号「A301-3」脳卒中ケアユニット入院医療管理料
 - 区分番号「A301-4」小児特定集中治療室管理料
 - 区分番号「A302」新生児特定集中治療室管理料
 - 区分番号「A303」総合周産期特定集中治療室管理料
- ④ 下記に該当するいずれかの患者に対して使用した場合に算定できます。
 - (ア) BMIが30以上の肥満症の患者
 - (イ) 糖尿病患者のうち、ヘモグロビンA1c(HbA1c)がJDS値で6.6%以上(NGSP値で7.0%以上)の者
 - (ウ) ステロイド療法を受けている患者
 - (エ) 慢性維持透析患者
 - (オ) 免疫不全状態にある患者
 - (カ) 低栄養状態にある患者
 - (キ) 創傷治癒遅延をもたらす皮膚疾患もしくは皮膚の血流障害を有する患者
 - (ク) 手術の既往がある者に対して、同一部位に再手術を行う患者
- ⑤ ④については、いずれに該当するかについて、診療報酬明細書の摘要欄に詳細に記載してください。
- ⑥ 上記以外の患者に対して使用する場合の費用は、それぞれの手術の所定点数に含まれます。

3M™ Prevena™ 切開創管理システム



販売名	PREVENA切開創管理システム
一般的名称	単回使用陰圧創傷治療システム
医療機器承認番号	30100BZX00020000

(参考)添付文書より抜粋

【警告】

1. 本品の使用に際しては、関連諸学会の協力のもと日本外科感染症学会が作成した「切開創 SSI に対する NPWT 機器の適正使用にかかる提言」に従い、使用すること。
 (【使用目的又は効果に関連する使用上の注意】の項参照)

【使用目的又は効果】

手術部位感染 (Surgical Site Infection: SSI) によるリスクの高い患者の縫合創に対して閉鎖環境を維持し、管理された陰圧を付加し滲出液を除去することで、SSI リスクを軽減することを目的とする。

【使用目的又は効果に関連する使用上の注意】

本品の適応に関しては、関連諸学会の協力のもと日本外科感染症学会が作成した、「切開創 SSI に対する NPWT 機器の適正使用にかかる提言」を参照の上、推奨適応等に従うこと。